

教職員の生徒との接し方に関するルール

兵庫県立明石北高等学校

生徒に対する不適切な行為等、生徒を傷つける重大な人権侵害や、生徒を同乗させた教職員の自動車事故による生徒の生命に関わる事案を、決して引き起こすことがないよう校内ルールを定め、教員として高い倫理観と自覚を持ち、責任ある行動を心がける。

また、倫理観の乏しいと見られる言動や、生徒との接し方に課題があると感じた場合は、管理職に報告するとともに、教職員間で声を掛け合い注意喚起するなど、同僚性を高め、風通しの良い職場づくりを推進する。

基本方針

- (1) SNSによる私的なやりとりや、倫理観の乏しいと見られる言動、特定の生徒と必要以上に密接に行動を共にすることは厳に慎み、生徒との適切な関係を保つこと。
- (2) 教育上の配慮から、特定の生徒と密接に行動を共にする必要がある場合には、管理職等に相談し、関係する教職員とも情報を共有した上で対応すること。
- (3) 生徒を教職員が運転する自動車に乗せることは、緊急かつやむを得ない場合に限る。その際、管理職または保護者の承諾を得るとともに、事後の報告を徹底すること。

1 生徒への連絡

- (1) メール、SNS等を用いた特定の生徒との私的なやりとりを禁止する。
- (2) インターネットを利用して教育活動に関する連絡を行う際は、クラスや部活動などのグループに対してGoogle classroomの掲示板機能を利用する。
- (3) 生徒個人に連絡をする場合は、生徒宅の固定電話等、オープンな連絡手段をとる。他に適切な手段がなくやむを得ず生徒個人の携帯電話等に連絡する際は、管理職等の許可を得ることとする。

2 生徒との面談・個別学習指導

- (1) 教科準備室等の他人の目につかない場所を避け、教室のドア・カーテンを開けておくなど、密室状態にならないよう配慮する。
- (2) 相談内容に秘密性を保つ必要があるなど、教育上の配慮からやむを得ず密室環境で面談等を行う場合は、事前または事後において、管理職または関係する教職員に報告・相談を行うとともに、内容に関して教職員が一人で問題を抱え込まないようにする。

3 教職員の自動車への生徒の乗車

- (1) 教職員が運転する自動車には生徒を乗せない。他に適切な手段がなくやむを得ず同乗させることが必要な場合は、事前に管理職の許可や保護者の承諾を得ることを原則とし、事後報告を必ず行う。その際、安全運転に徹する。
- (2) 怪我をした生徒の病院への搬送等については、原則としてタクシーを利用する。
- (3) 部活動等の生徒の移動については、できる限り公共交通機関を利用する。